### 成島信遍年譜稿(十八)

### 久保田 啓

# 【キーワード】成島信遍、道筑、錦江、池上幸政、幕府書物方日記、極楽寺、藤巻教真、紅葉山法華八講、

### 寛保三年 癸亥 一七四三 五十五歳

#### (承前)

## 慶子帰浪華詩序」及び太宰春台や信遍達の送別詩を偽作するか。 十月、中村富十郎の帰坂に際し、石島筑波が服部南郭の「送中

(『蘐園雑話』・日野龍夫氏『服部南郭伝攷』)

いう逸話(二三八頁)に直接関係すると思われる記載を静嘉堂文庫年十月の事蹟として立項される(三二〇~三二一頁)。享保十六年の項に引かれた『蘐園雑話』の、石島筑波が市川団十郎・瀬川菊次の項に引かれた『蘐園雑話』の、石島筑波が市川団十郎・瀬川菊次の項に引かれた『蘐園雑話』の、石島筑波が市川団十郎・瀬川菊次の項に引かれた『蘐園雑話』の、石島筑波が市川団十郎・瀬川菊次の項に引かれた『護園雑話』の、石島筑波が市川団十郎・瀬川菊次の項に引かれた『護園雑話』の、石島筑波が市川団十郎・瀬川菊次の項に引かれた『

### 蔵『蘐園雑話』の巻末に見出し

来は裏見返しに貼られていた一丁の計三丁は、一面十行の罫紙が使事。 (請求番号 五二四十一六十二二八五九)の巻末を見ると、南郭の「送」中慶子帰浪華詩序」以下、南溟江忠囿の詩までを記した二丁と、本中慶子帰浪華詩序」以下、南溟江忠囿の詩までを記した二丁と、本中慶子帰浪華詩序」以下、南溟江忠囿の詩までを記した二丁と、本中と子帰浪華詩序」以下、南溟江忠囿の詩までを記した二丁と、本中と子帰浪華詩序」以下、南溟江忠囿の詩までを記した二丁と、本中と子帰浪華詩序」と題する文章(慶子は富十年の非子の計画でを記した二丁と、本中と子帰浪華詩序」と題する文章(慶子は富十年)と題する文章(慶子は富十年)と題する文章(慶子は富十年)と題する文章(慶子は富十年)と題が、石にいう気が、石にいうない。

\_

料と見なさなければならない。現に『続日本随筆大成』4(吉川弘冊に綴じこんだものと思われ、本来は『蘐園雑話』とは無関係の資とがわかる。松井氏に至る旧蔵者の誰かが内容の関連性を認めて一用され、『蘐園雑話』の本文とは明らかに料紙・筆跡とも異なるこ

の通りである。

「芯錫子密雲」と「神戸侯忠統」の間に挟まれた信遍の作は次作したのかどうかには一抹の疑問を残したまま立項することとしの資料の裏付けも得られないので、信遍の送別詩を本当に筑波が偽文館、一九七九年)所収本には、南郭の序以下は記載されない。他

#### 『鳳卿子陽

開筵落日送君行 旅雁偏驚離別情

到日浪華早楳発

因風為賦去昌城

いって筑波の偽作とも決められないというもどかしさが残る。いって筑波の偽作とも決められないというもどかしさが残る。言風が高い、この作は信遍の作ではないと断言はできず、かとと記した例を知らない。もっとも、信遍の漢詩が断片的にしか伝存と記した例を知らない。もっとも、信遍の漢詩が断片的にしか伝存と記した例を知らない。もっとも、信遍の漢詩が断片的にしか伝存と記した例を知らない。もっとも、信遍の漢詩が断片的にしか伝存と記した例を知られないというもどかしさが残る。

## 与える。 (『池上幸政に「博望舎」の文字を住居の額用に揮毫して

と題する一文を載せる。現行の字体に改め、句読点を私に補って掲収「博望舎日記 三」の明和六年六月八日の記事に、「博望舎棟上」中道等氏校訂『池上家文書』第六輯(池上文庫、一九四一年)所

げる。

### ○八日 曇 博望舎棟上

騫にいかで及ばんや。 張騫が博望尋河のおもかげおもひ出られ侍りぬ。されどわれ張 楽亭と名づけ侍りぬ。かくて星霜をふるほどに、六年さき明和 が、これまたかの御主、与楽の文字をかいて玉はりければ、 ひける。しかはあれども、住なれし家は亡父のむかし酔翁亭と ひ奉りしに、後にはおもひあはすることも有ぬべしとぞのたま 額にとて玉はりけるなり。 庵とうたひぬ。此家を博望舎と名づけぬることは、 山里の人々もあつまりて、よろこびをのべて、目出たや松の下 真柴かる山賤、 河になんぞたぐふべけんや。たゞ公の御恵の光くまなくして、 たび思ひもかけず、公より此所をあづけさせ玉へること、かの までをもかうがへて申上にしことの侍りしなり。しかるに、こ おもひきや、土のよしあし、水のたより、あつささむさのほど みることの侍りしに、その頃はみづから住べき所とならんとは 元年のことになん侍りし、公の仰によりて三沢・倉沢の二所を 新田に家造りしことのあれば、これに名づくべきやとおもひし 名づけおき玉へば、今更に名づくべきにあらず。そののち池上 七とせのむかし、信遍の御主、博望舎と書てみづからが住所の すまゐすべき家も出きて、けふは棟上とて古郷の人々も来り、 もしほ汲蜑すらも、 此所のありさまをかねて見たりとて、 いかなるこゝろにて玉ひけるやとと かくかしこき仰を蒙り奉り 廿年あまり

侍るなり。 于時明和六年六月八日のゆふべに、藤原幸豊しるす。 の御主の言のはおもひ合せられ侍りければ、博望舎とは名づけ るよろこびにもおさく~とるまじうおもひ侍れば、今こそ信遍 ぬることは、 かの張騫が匈奴をのがれて再び功名をあらはした

#### (一三四~一三六頁)

寛保三年の事蹟とした。 遍が幸政に「博望舎」の文字を書いて与えたことが見える。よって 文中、明和六年から数えて「廿年あまり七とせのむかし」に、 信

は示されていない。 の名「与楽」を書き与えたのも信遍であった由であるが、その年時 建てる時、 かったが、明和六年に幕府から三沢・倉沢の地を借りて新たに家を れて邸宅の名としたという趣旨の文章である。 ようとする発想が幸政の中に生まれ、初めて信遍の思いに気づかさ 信遍が幸政の住居の名として「博望舎」を選んだ理由は示されな 「博望尋河」(蒙求)の故事で有名な張騫とわが身を重ね なお、池上新田の家

年に属する事蹟も延享元年のものとして記述する。 翌寛保四年は二月二十一日に延享と改元される。便宜上、 寛保四

#### 延享元年 甲子 一七四四 五十六歳

### $\bigcirc$ 正月十二日、御側衆巨勢縫殿頭至信より「江談抄」を受け取り、

#### 御文庫に返却する。

### (『幕府書物方日記』十八)

次のような記事がある。 の指示を受けて「日本紀」十二冊を奥へ差し出した。それを受けて この日、詰番の書物奉行深見新兵衛は、御側衆小笠原石見守政登

右之節、縫殿頭殿、道筑ヲ以左之御書物、御下ゲ被成、受取、改、

元番へ納之。

戌十一月廿二日上、

△江談抄 四冊

府書物方日記』十七、一四四頁)。 巨勢縫殿頭の要請で御文庫は「江談抄」四冊を差し上げている(『幕 「戌」は寛保二年壬戌のことで、この年十一月二十二日、 確かに

#### $\bigcirc$ に挟み、各奉行に順覧を促す。 行近藤源次郎より返答をもらう。近藤は信遍の手紙を「御日記. 正月二十五日、「謡抄」について書物方へ手紙を出し、 (『幕府書物方日記』十八) 書物奉

謡抄之儀ニ付、今日戍島道筑より手紙到来、此文言を請、 致返

書遣申候。各様与得御了簡被成御覧可被成候 右道筑手紙、 御日記にはさミ置申候。御順覧可被成候

詰番の書物奉行川口頼母へ直接指示を下した小性建部左京亮秀行 「謡抄」二十冊は、正月十一日に御文庫より奥へ差し上げられたが、 かもしれない。

返納に協力して従事する奉行達への、信遍なりの配慮といってよい で行き違いがあり、和泉守が「上ゲ目録」の受け取りを拒否するな で行き違いがあり、和泉守が「上ゲ目録」の受け取りを拒否するな たことが想定される。信遍の手紙とは、「謡抄」の差し出しにまつ たことが想定される。信遍の手紙とは、「謡抄」の差し出しにまつ か。勿論内容について一切触れられていないので、あくまでも想像 の域を出ないが、奥務なればこそ、小性や御側衆同士の人間関係を つぶさに観察することもできたであろう。書物奉行達へ、今後の留 意点を教示する手紙を送ったのだとすれば、常に書物の差し出しと 意点を教示する手紙を送ったのだとすれば、常に書物の差し出しと

この後、「謡抄」は正月二十八日に渋谷によって受け取られ、建この後、「謡抄」は御文庫に返却されることになる。どうやら、渋谷の責任で「謡抄」は御文庫に返却されることになる。どうやら、建部が渋谷の体面を慮ることなく先走って事務的に処理しようとしたのが渋谷の体面を慮ることなく先走って事務的に処理しようとしたのが渋谷の体面を慮ることなく先走って事務的に処理しようとしたのが渋谷の病に障ったというのが事の発端だったのではないか。信遍の手紙がそのあたりの微妙な機微を伝えるものであったとすれば興味は尽きないが、先述の通り、手紙の内容が記録に留められることはなかった。

## 二月七日、「夾漈通志」について書物方へ書面で問い合わせる。

 $\bigcirc$ 

(『幕府書物方日記』 十八)

査を書物方に依頼している。どのような業務に関わるのかは不明。「通志」を撰した鄭樵の素姓、及び「通志」の依拠した典籍の調

## 巻二)を記す。 五月一日、「亡母五十回忌に極楽寺へ申遣しける言葉」(『全集

 $\bigcirc$ 

要』第五六巻特輯号一、一九九六年一二月)の享保十七年六月島信遍年譜稿(六)ー享保十四年~二十年ー」(『広島大学文学部紀五十回忌に極楽寺へ申遣しける言葉」を引いて立項、また拙稿「成出で記したのは元禄八年六月二十一日のことで、信遍の実母が死去したのは元禄八年六月二十一日のことで、信遍に過の実母が死去したのは元禄八年六月二十一日のことで、信遍に過の実母が死去したのは元禄八年六月二十一日のことで、信遍に過の実母が死去したのは元禄八年六月二十一日のことで、信遍に過の実母が死去したのは元禄八年六月二十一日のことで、信遍に過

に従い、適宜句読点・濁点などを補って掲げる。見渡した。本項はこれらに続く内容を有する。『全集』巻二の本文二十一日条に「草のはら」全文を翻字して三十八年忌までの経緯を

### 亡母五十回忌に極楽寺へ申遣しける言葉

りし。 露わすれえぬを、家につかへるもの、羽黒の山ぶみせしつゐで 露の恵浅からずかうぶり、官途もすゝめられ、むなしき名をさ が、 けん松かぜの音づれをも聞わたるべきよすがもあらではべりし 雲井のかりの伝だにまれく~なれば、「たへずや苔の」とよみ にそなふるけうやうをろそかにして、春秋のうつりゆくま、 ŋ はつかへて侍りしが、やがて備後の任にかはりてそこにまかれ ゆるぎのいそぢの昔になん。それはやつがれ七とせの程にぞ侍 みのりのつとめかたのごとく行ひ給はり、そのかたはらなる石 もころにものし給ひ、在つるしるしを草ばの陰にをしへ給ひ ものして上人良願のみもとにしかぐ~のごとくけいす。いとね のなき跡のしるしをだにとひて帰りごといひしを、そのごとく かの西方みだのみくにの名におへりし極楽寺にまふでさす。か 、世にもしられ侍りしが、親なる人もうせぬ。軒の草しのぶの はからずも幕府にみやづかへ奉る身となりて、むさしの、 海山の路三百余里をへだてぬれば、しきみ・あかをもおり [羽の国最上極楽寺に母のおきつきをいとなみ侍りしは、こ 国のかみなる人は源の忠雅となん申き。それにち、なる

に六字の御号と母なる人の戒の名をかいつけてあつらへつけさに六字の御号と母なる人の戒の名をかいつけてあつらへつけさったうにせまほしう、浅かのぬまのあさきことのはに五十年忌といふことを首のかみにそへて、一枝の花一ねむの香にかへぬる心ざしを風のたよりにたぐへよせ侍るものなり。いでや来迎る心ざしを風のたよりにたぐへよせ侍るものなり。いでや来迎となし。哀華のうてな紫の雲のゆかりにことの音ふえのしらべとなし。哀華のうてな紫の雲のゆかりにことの音ふえのしらべとなし。哀華のうてな紫の雲のゆかりにことの音ふえのしらべとなし。哀華のうてな紫の雲のゆかりにことの音ふえのしらべとなし。哀華のうてな紫の雲のゆかりにことのは、狂言綺りの筵に十こゑ一こゑの力をそへて啓しおはしまさば、狂言綺りの筵に十こゑ一こゑの力をそへて啓しおはしまさば、狂言綺いなにいている。

たねとなし侍らむをねぎ侍ることしかなり。を苔にもくたさず、草にもやつさで、鳥のあと絶ず手向ぐさのかし。願くは、聖人大とこ、みのりの力をもて、ありししるしなのかへりみをかきて侍ること、いかゞなりけん。すくせなり只かへすがへすも、さかひはるかなるわたりにありて朝な夕

紫の雲の行ゑもとひわびぬさかひへだ、るのりの道しばれをぞ鳴からもと、めぬ六月や消しは、そのもりのうつせみふり増る月日にそへてふか、らししるしの石の苔のした路したふその色をもさそへよはの月夏の、草の露のたもとに

## 延享元年五月朔日

### 元本 右一章成島和鼎真跡

平下総守忠雅に実家平井家が仕えていたことを示す貴重な情報であ りしが」とあるのは、実母の没した元禄八年当時、出羽山形藩主松 てのち、 赤瀬信吾氏校注『新日本古典文学大系 新古今和歌集』〈岩波書店 くらん」(新古今集・哀傷・七九六、詞書「定家朝臣母、身まかり 藤原俊成の「まれにくる夜はもかなしき松風をたえずや苔の下にき で示すのも「草のはら」と同様である。ちなみに「たへずや苔の」は を補った形を取る。亡母を悼む気持ちを「たへずや苔の」の引き歌 につかへ給ふるま、」と「国司」の実名は明記されていなかったの る(「年譜稿(一)」参照)。「草のはら」では「一かたなる人は国司 のかみなる人は源の忠雅となん申き。それにち、なるはつかへて侍 した「草のはら」を適宜要約した内容となっている。冒頭近くに「国 九九二年〉)を踏まえる。 私に区切った第一段落は、享保十七年の三十八年忌に際して執筆 秋ごろ墓所ちかき堂にとまりてよみ侍ける」。 田中裕氏・

の撰文と御目見以上への累進はそれほどまでに大きな栄誉だったのえめながらおのれの自足の思いを追加したものといえる。飛鳥山碑までは、享保十七年以降現在までの信遍の処遇の変化を背景に、控「はからずも」から「むなしき名をさへ世にもしられ侍りしが」

だろう。

羽黒山に向かう従者を極楽寺に立ち寄らせるあたりも、基本的に羽黒山に向かう従者を極楽寺に立ち寄らせるあたりも、基本的に羽黒山に向かう従者を極楽寺に立ち寄らせるあたりも、基本的に得られる。転写の際に書き誤りが生じたかと推測されるが、当時の見られる。転写の際に書き誤りが生じたかと推測されるが、当時の見られる。転写の際に書き誤りが生じたかと推測されるが、当時の見られる。転写の際に書き誤りが生じたかと推測されるが、当時のが該当する可能性があるが、果たして平井家の実母を葬った証しがが該当する可能性があるが、果たして平井家の実母を葬った証しがが該当する可能性があるが、果たして平井家の実母を葬った証しがが該当する可能性があるが、果たして平井家の実母を葬った証しがが該当する可能性があるが、果たして平井家の実母を葬った証しがが該当する可能性があるが、果たして平井家の実母を葬った証しがは、

第二段落冒頭の「ことし六月廿一日」以降が延享元年の事蹟の記述となる。五十年忌に当り、三十八年忌のように従者を派遣することもなく、「こしふねむき」の五文字を頭に置いた六首とともにこの文章を極楽寺に送るに留めた。五月一日付で綴ったのは、六月二十一日までに確実に山形に届くのに必要な時間を勘案してのことであろう。末尾の奥書「元本 右一章成島和鼎真跡」は、文政七年四月に『芙蓉楼全集』巻二を新見正路が書写した際に「亡母五十回四月に『芙蓉楼全集』巻二を新見正路が書を記録したものと考えられる。信遍の嫡男和鼎の書写本に依拠したということであり、 
立路が見たのは信遍自筆本ではなかった。

各巻の奥書をもとに略述している。ご参照いただきたい。なお、『芙蓉楼全集』の成立過程についても、「年譜稿(一)」に

## 府に献ずるが、やがて中止の決定が下る。 十一月二十一日、藤巻教真の教えをもとにまとめた経済策を幕

(『諸家系譜』·『書紳遺言』 他

家系譜』の元文五年以降の記載を改めて引いておく。七六巻、二〇一六年一二月)寛保元年十二月十八日条に掲げた『諸拙稿「成島信遍年譜稿 (十六)」(『広島大学大学院文学研究科論集』

別之御用向骨折相勤候為御褒美、金弐百両被下置候 手先之者頭取、金座年寄板倉源次郎、 万両之内、先達而御下ゲ被成候五万両、三ヶ月 旨有之候間、 殿え被為達、 年十一月廿一日、 「月」を傍記するー引用者注)より暫時ニ取揃、 元文五申年四月廿八日、経済之義伝来之法申上候処、延享元子 御金拾壱万両拝借被仰付、経済取懸申候処、奉行申 先相止可申候、 加納遠江守を以、 追而折を以可被仰付旨被仰渡、 右御用被仰付、松平左近将監 井上忠右衛門、 (津を見消にして 不残上納仕候。 右両人え格

本的には同趣旨だが、対照の便のために当該箇所を掲げる 次に、 内 え懸候処、奉行衆申旨有之、先相止可申旨被仰渡、十一万両の 上候処、延享元年十一月廿一日、 松平左近将監殿え被為達、 先達而御下被成候五万両、 内閣文庫蔵 (元文五年一引用者注) 『視聴草』二集之九所収「成島道筑略譜」も基 四月廿八日、 三ヶ津より暫時不残上納仕候。 御金十一万両拝借被仰付、 加納遠江守を以、右御用被仰 経済の義伝来の法申 経済

右両人へ格別の御用相勤ニ付、金二百両被下置候。手先之者頭取、金座年寄板倉源次郎伊教、牢人井上忠右衛門某、

もう一つ、内閣文庫蔵『略譜』も念のため並べる。

○元文五年四月廿八日、経済之義伝来之法申上候処、延享元年一月廿一日、加納遠江守を以、右御用被仰付、松平左近将監十一月廿一日、加納遠江守を以、右御用被仰付、松平左近将監市之候間、先相止メ可申候、追而折を以可被仰付旨被仰渡、拾壱万両之内、先達而御下ゲニ成候五万両、三ヶ津より暫時ニ取志右衛門1以上割書〈引用者注〉)、右両人え格別之御用向骨折思右衛門1以上割書〈引用者注〉)、右両人え格別之御用向骨折即右衛門1以上割書〈引用者注〉)、右両人え格別之御用向骨折開勤候二付、褒金弐百両被下。

以上三点、同一の記録に依拠しつつも相互に小異あって、いずれ及上三点、同一の記録に依拠しつつも相互に小異あって、いずれ以上三点、同一の記録に依拠しつつも相互に小異あって、いずれ以上三点、同一の記録に依拠しつつも相互に小異あって、いずれ以上三点、同一の記録に依拠しつつも相互に小異あって、いずれのである。

年豊なれば穀いやしくもの貴くして、武家の輩これがために困道筑年頃おもひけるやうは、太平日久しく、諸民末にはしり、

二三一頁 補国史大系 狭守春央さへぎり申事有てその事やみぬ。(貽謀録)(『新訂増 英断ありて、既に天下に令せらるべかりしに、勘定奉行神尾若 うちく〜御覧ぜさせ奉りしに、 の来りて、日ごとにこれをたすけ、六年をへて集成せしかば、 むねを記せしに、其頃一隠士の口訥して、一丁字もしらざるも むることこそねがはしけれと思ひ、筆を取てをのがかうがへし かにもして年の豊凶をとはず、江戸、京、大坂三都の米価を平 に下して議せしめられしに、乗邑もしかるべしと申ければ、 たしと仰られしが、猶も御心に叶ひしにや、松平左近将監乗邑 子孫までも永く心安かるべし、されど今此法行ふべき人を得が 均して、貴くもいやしくも御心のまゝになし、四民を安からし 年みのらざれば穀忽に貴くなりて、農商飢に及べり。 徳川実紀 第九篇』〈吉川弘文館、一九九一年五刷 汝が議し申如く行はれなば、我 御

信遍の狙いが「江戸、京、大坂三都の米価を平均」することにあった見ておく。

引く信遍の逸話集『書紳遺言』(宮内庁書陵部蔵『片玉集』前集巻また、「成島道筑略譜」では実名「伊教」が明示されており、後にもう一点は金座年寄の姓で、これは『略譜』の「坂倉」が正しい。

四所収)の著者その人であることが判明する。

「年譜稿(十六)」寛保元年十二月十八日条で述べたように、藤巻発と、拙稿「成島信遍年譜稿(十四)」(『広島大学大学院文学研究発と、拙稿「成島信遍年譜稿(十四)」(『広島大学大学院文学研究発と、拙稿「成島信遍年譜稿(十四)」(『広島大学大学院文学研究社論集』七三巻、二〇一三年一二月)元文五年四月二十八日に立項した経済に関する献策とは、教真の理念を具体化するという点で軌を一にし、また互いに関与する政策として信遍の中に位置づけられていた。「有徳院殿御実紀附録」巻九に見える「一隠士」が教真のことを指すのはいうまでもない。勝手掛老中として財政をあずかることを指すのはいうまでもない。勝手掛老中として財政をあずかるとあれば、信遍としても教真の策がこれから結実してゆく様子をありありと思い浮かべることができたに違いない。それだけに突如ととあれば、信遍としても教真の策がこれから結実してゆく様子をありありと思い浮かべることができたに違いない。それだけに突如として下った中止の指示が信遍を落胆させた度合は大きかったはずである。

には、当事者ならではの生々しい証言が残る。この事業の実務を取る予定だった坂倉源次郎伊教の『書紳遺言』

り。幾程なくて教真病死して其跡へ御沙汰出て、金穀の事は町しを師の如くに崇敬被成、其得たる事どもを数年をへて悉習ひとらせられ、熟せし上にて御上へ被仰立ける。其事は金穀富饒とらせられ、熟せし上にて御上へ被仰立ける。其事は金穀富饒とらせられ、熟せし上にて御上へ被仰立ける。其事は金穀富饒とらせられ、熟せし上にて御上へ被仰立ける。其事は金穀富饒とらせられ、熟せし上に、藤巻教真といひける隠者あり、幾程なくて教真病死して其跡へ御沙汰出て、金穀の事は町し、安民の道をのみ志願となされて、田舎の人の申事にても世

術を受得たる者もなし。国家の為には残念なる事也。術を受得たる者もなし。国家の為には残念なる事也。本沙汰により其事やみける。開墾の事は勘定御奉行へ被仰付、がはらべ有けれども、御奉行方小量にて御腹へ入かねたるや、終に不被行して是もやみける。開墾の事は勘定御奉行へ被仰付、小旦しきほどこされけれども、商家の利を争

文中「金穀富饒になるの道」と「海辺を田地にひらき、窮民をた文中「金穀富饒になるの道」と「海辺を田地にひらき、窮民をたない。 一文中「金穀富饒になるの道」と「海辺を田地にひらき、窮民をためな系譜や、事実を明瞭に語ろうとしない「有徳院殿御実紀附録」を力がな系譜や、事実を明瞭に語ろうとしない「有徳院殿御実紀附録」を力がな系譜や、事実を明瞭に語ろうとしない「有徳院殿御実紀附録」を力がらこそ書き残すことができたのである。

## ○ この年か翌延享二年、あるいは延享四年に、五女功が池上幸政

科論集』六八巻、二〇〇八年一二年)に記したように、五女功が生すでに拙稿「成島信遍年譜稿(十)」(『広島大学大学院文学研究

望舎日記 一」(『池上家文書』第六輯所収)では「信遍の末女をみ ご了解頂きたい。 頁) において述べた。今後の考証とも記述が重複することとなるが 崎市市民ミュージアム、二〇〇〇年二月〉 所収) しての池上幸豊」(『大江戸マルチ人物伝 うも幸政に誤認があるようで、その概略は拙稿「近世冷泉派歌人と 討を加える必要が出てくる。この功にまつわる年立については、 る(延享二年の項で詳述予定)ので、それぞれの年の項目として検 なる。しかも、信遍の記すところでは延享二年の事蹟とも考えられ 頁)と明言しているのだから、何が本当なのかさっぱりわからなく た可能性があるので項目として立てた。ところが、幸政本人が「博 生まれた功が八歳となるのが延享元年のこと、この年に養女となっ そひつ、およずけ行を」(九三頁)と書き残している。元文二年に 人とし僅八歳といひしころよりわが家にむかへとりて日にそひ月に 豊)は、功の追悼文「五月の雨」(『池上家文書』第一輯〈池上文庫 月二十九日に没することとなるが、養父となった池上幸政(のち幸 崎みたまの記」)、即ち元文二年のことである。 その功は宝暦六年五 まれたのは「仰をうけて飛鳥山に石ぶみたてし時」(功の追悼文「梅 づからが養ひ娘としてよび迎へしは延享四卯年八月廿五日なり」(八 一九四〇年〉所収)を著し、功を養女として迎え入れた年を「抑此 池上太郎左衛門幸豊』〈川 - の注 (5) (八八・八九

### 延享二年 乙丑 一七四五 五十七歳

## 談。書物の出納の仲介をする。 (『幕府書物方日記』十八) 正月十日、小性土岐左兵衛佐の任務変更につき、川口頼母と面

以道筑差出し候。 可被仰談候間罷出候様ニと申来候ニ付、 日中御書物下ゲ可申候、 御取合無之候、後刻御前退出之節委細承置候而、 今日御殿へ罷出、 分書出し候様ニ、先日左兵衛佐被申渡候 より手紙到来、 有無之義後刻案内可有之由ニ付、 合申聞候ハ、左兵衛佐殿今度別ニ御請御用被仰付、外之御用ハ 先刻之義左兵衛佐え申上候処、 左兵衛佐へ申込候処、 礼儀類典編次目之外、 左も無之候ハ、明後日之義ニ成可申候、 御蔵え罷帰候処、八ツ時道筑 御用取込ニ付、 似より候御書物御蔵之 遂吟味、 明後十二日委細 相成候ハヾ今 八部書付今朝 道筑出

とが知られるが、この年三月に行われる法華八講の準備かもしれない性土岐左兵衛佐が「別ニ御請御用」を仰せ付けられた詳細は不小性土岐左兵衛佐が「別ニ御請御用」を仰せ付けられた詳細は不小性土岐左兵衛佐が「別ニ御請御用」を仰せ付けられた詳細は不小性土岐左兵衛佐が「別ニ御請御用」を仰せ付けられた詳細は不

い。なお、次の一つ書には

先達而左兵衛佐被相渡候礼儀類典編次目一冊、今朝以道筑致返

卻候。

の奥への返却を仲介したことも知り得る。

とあり、正月四日に土岐から御文庫に渡された「礼儀類典編次目\_

## の凡例を見たい旨の申し入れを川口頼母から受け、取り継ぐ。正月十八日、土岐左兵衛佐に返却済みの「礼儀類典」首巻一冊

 $\bigcirc$ 

(『幕府書物方日記』十八)

この前後、奥と御文庫の双方で「礼儀類典」の調査研究がしきりこ付、成島道筑を以申入、又々相下ゲ候。此間土岐左兵衛佐え相返し候礼儀類典首巻一冊、凡例見合度候

に行われている。その一環として信遍の介在があった。

## 十五日の法会を見物し、「八講私記」(『全集』巻二)を記す。(三月十三日より十七日まで、紅葉山にて法華八講行われる。)

(「八講私記」、『諸家系譜』他)

まず成島家の系譜三種を通覧してみる。

録編輯被仰付、其外仮名記をも献上仕候。 (『諸家系譜』)一延享二丑年三月十五日、紅葉山御八講之節、紅葉山八講法会

十

同二年三月十五日、紅葉山御八講之節、法会録編被仰付

(「成島道筑略譜」

見る。

編輯被仰付、其外仮名記をも献上。 (『略譜』)一延享二年三月十五日、紅葉山御八講之節、紅葉山八講法会録

「有徳院殿御実紀附録」巻三に、の編集に携わったと、三つの系譜は主張する。このことに関しては、に該当するのであろう。それとは別に信遍は「紅葉山八講法会録」右の『諸家系譜』と『略譜』に見える「仮名記」が「八講私記」

りて書ぬ。信遍また此時の事ども、仮名につゞりて奉りしなり。図をかゝしめて御府に蔵め給ふ。 其序は成島道筑信遍仰を奉は今度八講の記を林大学頭信充に作らしめられ、 岡本善悦豊久に

政武も写候。

(中略)

(『徳川実紀』第九篇一五三頁)

取れるのだろうか。確かに信遍が編集に参画したといえる。果して資料による裏付けはに信遍が序文を寄せたことになっており、この事実が確認できれば、とあって、林信充が編集し、岡本善悦が絵図を描いた「八講の記」

ならぬ「八講私記」を指す可能性もある。他に「林記」「成島記」に依拠することが示される。林家とともに他に「林記」「成島記」に依拠することが示される。林家とともに細が記録され(『徳川実紀』第九篇一一三~一一八頁)、「日記」の最も流布する「有徳院殿御実紀」巻六十一には五日間の行事の詳

次に、磯野政武『仰高記』(国立公文書館内閣文庫蔵)の記事を

法会のみ不被遊御修行候、依之来年於紅葉山法華八講可被遂行為成、是迄御代々の御法会は御執行被遊候へども、東照宮之御法華八講被為修は、去年松平左近将監へ被仰出候は、御代に被延享二乙丑年三月十三日より十七日にいたり、於紅葉山御染筆

八講、日光山御八講之記、又扶桑拾葉集等より数多書抜被仰付、唱との御事也。これにつき、去年頃より諸書の御見合、禁裏御御書写始也。依之御八講と唱へべからず、御染筆法華八講と可

旨、然ば法華経御書写可被遊との御事に而、乙丑正月八日より

也。 認候而は、 忌に当り給ふによりてと有之文領甚不宜、 記候へども未思召被為有候御様子、先以東照宮百三十回之御 明細に筆之。但此記の事は先中清書にて上り候所、 本善悦 加に叶候次第也 小性都合六人一以上割書 右御染筆法華八講之記、林大学頭父子蒙台命、 人也一以上割書 但政武初御染筆の節掛り被仰付 (御同朋格奥詰也—以上割書 深く御肝要の思召は一向無になり候との御沙汰 〈引用者注〉)、又八講の節御簾之役相勤 〈引用者注〉)、彼是蒙仰事、 (都而両頻御小性にて五 〈引用者注〉) 林家の心得違如件 且絵巻物は岡 事詳には へ有仰 別而冥

も、憚を顧てこゝに不記。 右御願文・御諷誦文の正しき写も政武戴之而秘蔵といへど られない 願文・御諷誦文の正しき写」を秘蔵する旨を記すが、幕府の公的な るはずの編集作業は実は中途で挫折していたことになる。政武は「御 択した表現に東照宮を蔑ろにするかのような文意を読み取った吉宗 り浄書本として完成を見なかった、その理由として、林大学頭の選 b 記録とは性格を異にする。ここでも信遍の関与は資料の裏付けを得 の不興があったというのである。これが事実であれば、信遍が関わ 記述がある一方で、信遍の関与を示す情報は一切語られない。 言といえるが、 「絵巻物」の製作を信遍と同僚の絵師岡本善悦が仰せつかったとの 本文は紅葉山法華八講の準備を身近に目睹した政武ならではの証 「御染筆法華八講之記」は 「御染筆法華八講之記」の編集が「林大学頭父子」に命じられ、 信遍との関わりでいえば寧ろ付記の方が有益であ 「中清書」の段階で留められた、つま しか

ぞれ 差上、 とが確認できる(いずれも『紅葉山八講御法会日記』 御記録編輯可仕候」との命を松平左近将監から申し渡されているこ 記については、延享二年三月二十七日に「今度八講ニ付、両人詩作 れているが、そこにも信遍の名前は見えなかった。林大学頭・林内 三九七)と『紅葉山八講御法会日記』九冊 なお、 「時服二」を拝領し、 殊ニ紅葉山え日々相詰候ニ付、 が伝わり、この時の法華八講の記録が細大漏らさず収録さ 内閣文庫には 『延享八講秘録』二冊 四月朔日には「今度八講ニ付而、 拝領物被仰付之」としてそれ (請求番号 (請求番号 第九冊)。少 五三〕 一九三一 於其方

> には、次のような奥書が存する。 以上三種である。このうち、『全集』巻二所収の「八講私記」末尾 館菅文庫蔵『成島道筑翁文集』(請求番号 文庫蔵 では、少なくとも公的には信遍の関与はなかったと見るほかはない。 以外に確たる著述を残さなかった信遍の活動をやや過大に言挙げし 仕候」(『諸家系譜』)のような書きぶりを敢えてするのは、「八講私記 島家の系譜が「紅葉山八講法会録編輯被仰付、其外仮名記をも献上 任務はあくまでも私的な記録を作ることにあったのではないか。 と信遍との間には大きな懸隔があったといわざるを得ない。 なくとも公的な事業としての記録編集の役目において、 ようとする子孫の意図を反映していたからではなかろうか。現時点 「八講私記」の諸本で管見に入ったのは、『全集』巻二の他、 『雑記』(請求番号 二一七一四一)所収本、 五一一一一九〇) 所収本、 **茨城大学図書** 公認の林家 信遍の 内閣

右八講私記一巻、以信遍自筆一巻校合訖。旹天保第三暮春十七

#### 日 源正路

島道筑翁文集』所収本の本文は、基本的には『全集』本のものと同に成島家の蔵書が火事で焼失した後、正路は成島家以外に伝存したに成島家の蔵書が火事で焼失した後、正路は成島家以外に伝存したに成島家の蔵書が火事で焼失した後、正路は成島家以外に伝存したに成島家の蔵書が火事で焼失した後、正路は成島家以外に伝存した「年譜稿(一)」に述べたように、正路が『芙蓉楼全集』の各巻を「年譜稿(一)」に述べたように、正路が『芙蓉楼全集』の各巻を

まることとする。 京流であるが、部分的には自筆本の表現を取り込んだ箇所もある。 系統であるが、部分的には自筆本の表現を取り込んだ箇所もある。 系統であるが、部分的には自筆本の表現を取り込んだ箇所もある。 の跡を伝える貴重な情報に違いない。できる限り正確に異同を注記 の跡を伝える貴重な情報に違いない。できる限り正確に異同を注記 の跡を伝える貴重な情報に違いない。できる限り正確に異同を注記 の跡を伝える貴重な情報に違いない。できる限り正確に異同を注記 の跡を伝える貴重な情報に違いない。できる限り正確に異同を注記 の跡を伝える貴重な情報に違いない。できる限り正確に異同を注記 の跡を伝える貴重な情報に違いない。できる限り正確に異同を注記 の跡を伝える貴重な情報に違いない。できる限り正確に異同を注記 の跡を伝える貴重な情報に違いない。できる限り正確に異同を注記 の跡を伝える貴重な情報に違いない。できる限り正確に異同を注記

筆本」と正路によって校合結果を書き入れてあるのを、す。たとえば、題名の「八講私記」の右に「紅葉山八講私日記 自りを訂し得る箇所に(1)以下の番号を付して、底本との異同を示る箇所や、『雑記』や『成島道筑翁文集』によって『全集』本の誤以下、『全集』巻二の本文を底本とし、正路の校合書き入れのあ

## (1) 八講私記ー紅葉山八講私日記 自筆本(自)

の係員による見消訂正の箇所は、訂正後の形で示した。は(内)、『成島道筑翁文集』の本文は(茨)で示す。なお、修史局のように示す。(自)は自筆本の意味である。また、『雑記』の本文

#### 八講私記

しより後、雲のうへにてもまれく、『行はれたるあと、後のをあげてかうぜられけるなん、八講の濫觴とはいへり』。しかりける』。わがたつ杣とよみ給ひし聖、法華のまきく、よう紫の庭にして御八講行はれけるはじめは、天暦の御字にぞあ

ことの葉も絶て侍ること、ぞ(ミ)。
世となりて(⑤)、省略あるさま、被物(⑥)の日記など聞えし、世となりて(⑥)、省略あるさま、被物(⑥)の日記など聞えし、世となりて(⑥)、省略あるさま、被物(⑥)の日記など聞えし、

りしょうこと、なん、すけのかたりしょう。こと、なん、すけのかたりしょう。こと、なん、すけのかたりにも行はれたるとかいる。諸宗のは、り、月日さすみやのわたりにも行はれたるとかいる諸宗の僧もつどひぬればい。議論まちく、なる故、いにしへは事いいできぬるためしるありとて、つはもの、そなへなども内々ありしょうこと、なん、すけのかたりしい。

のもの、しもがしもまでこれをつ、しむ。 御とのに伺候 愛のもの、しもがしもまでこれをつ、しむり。 二あれのみ山のむかしの俤計をうつされ、萬にことそどはる、ことは 愛、世の過奢をいましめ 愛、民の歎きをしろどき 愛 十七日をかぎり、五日のほど、もみぢ山にして行はる。 しき 愛 十七日をかぎり、厳重に御 愛 さたあり。御とのに伺候 愛 こたびは、関東よりの御さたのみにもあらず、又は雲井の春のもの、しもがしもまでこれをつ、しむ。

中日に当ぬ(②)れば、御ともにくは、り、御(③)法会の次第拝し御もふでは十三日・十五日・十七日と定まりぬ(⑤)。十五日は

あり。 まへにす<sup>(4)</sup>。 にむかひて衆僧の座いしだつもの、こゝら設け倒、経ばこは倒 に一部一路従の人々入立なれば一分、 づかにしきて<sup>(37)</sup>、 にかゞやく。神前の左に、講師・読師の高座を設て、五人あま ず作りそへられたり。翡翠の御簾風にうごき、斑爛のとばり日 金をちりばむ。 の色めわくかたなし、。二師は叡岳の高徳をゑらばれて、それ をよぢてわづかにのぞみたれど、 千歩の地を覆圧し、あらたなるうちはし、渡殿、すき間もあら まかでぬるに、もとのみあらかをめぐりて軒廊をしわたし、 でんかたなし。まいて、下が下にあるきはなるをや。つとめて 左の廊に、施物・打枝・采菓・汲水の具など、玉をかざり 奉るべき、 高麗はしの畳を、けり。 梯気して升降す。 集会所など(4)、かくれのかたにあるべし(4)。 うちく〜のふかき御めぐみ、 此世にあるべき物ともなし。 儲君已下の座とす<sup>(38)</sup>。所せげなり。 東叡大王・梶井宮の御座、 御座をばそのうしろつかたにわ 錐をたつるひまなし。かうらん 諸の荘厳にへだてられて、 他(ミッ)の心のいひ その内 其右に

たにしわたさる。その庭にはたつがしらのはた色々にさうぞきの左右に月日をわかちぽ、鳳凰雲竜をほりちりばめたる皷ぽ、の左右に月日をわかちぽ、鳳凰雲竜をほりちりばめたる皷ぽ、の左右に月日をわかちぽ、鳳凰雲竜をほりちりばめたる皷ぽ、

る 66 ₹ 58 ° れり。 に②これをさづく②。行香などいふことは②、高家の人、かう とゆうなり。衆僧の座定まるをまちて跪座し®おはします。 へば、 たり (50) (50) ろまいりて、みなこれにうつさる。 まいらするを掌にうけさせ給ひ、 ろを威儀しよりとり伝へて宮二方にまいらす。 かざる花筥に一天花をもる一窓)。 萬の事は威儀師とりおこなへるなるべし。惣らいと二声となふ 十大(g) 弟子、黒き衣に白き(g) 袈裟し(g) て、 ばかり(๑)、宮の御さきにたちて(๑) 楽を奏す。 堂童子、花をつむ のおもてきて、花を折、宮をむかへ奉るい。

輦よりくだらせ給 て、多うつ。卵のさがりなるべし。 とき、衆僧礼す。磬なりて称名をはじむ。金をだみ玉を 宮二方は、 やがて楽起り、 楽頭にやあらん、禄給はせ給ふを『拝舞してしりぞ あらたに鋳られ気たる鐘あり気の 楽音にしたがひて、針階せさせ給ふさま、 てふとりのわらはべ、左右の伶人十つら 五位の人(๑)、 伶人一つらばかり<sup>(5)</sup>、 衆僧みな此のごとくい 花をつみ、 白(53) 丁是を役し 扨、 五十余人の僧衆 香をわかち 出きた

のぼりて座につかせ給ふ。衆僧も又しかす。論議あり窓、正副でつくり窓、いつくしさいはむ方なし。行導ある事二度、階を相い。桐に鳳凰、立花をも窓菩提樹をも窓、刊枝は高家の人これをと僧侶窓の相に鳳凰、立花をも窓 菩提樹をも窓 月校は高家の人これをとがに大行道あり。かい下に下らせ給ふで。 倫人楽を奏して窓

宮・大王かはるぐ~せさせ給ふ⑻。其語は別にしるせり⑻とな の二名あり(ತ)。 問者有(ತ)、講・読コ 衣かづけらる。 一師これに<sup>(&)</sup> 答す<sup>(&)</sup>。 正儀は

退出あり、雪。 五ヶ、窓 日、大やうかくのごとし。 只被物・行香 行導などなきのみなりとなん(3)。 次に神酒頂戴おわします。楽ありい。舞の袖を飜す。やがて

妙香のか御⑫堂にみち、萬のきよら荘厳のさま⑭、いける仏の 家の風吹つたへたるさうひちりき、みのりの声にあはせて® と滞かたなく⑤、甘雨世をうるほし⑥、恵⑥風枝をならさず ますなど心、神慮もなどかよろこばせ給はざらむや心。萬のこ 御法会行はせ給ひ、御ⓑみづから御経鄕書写せさせ鄕おはし のあまりなるはや『っかけまくもかしこき』がうへ。、かく⑩ みくに、もまさり<sup>®</sup>ぬらんかし。 日の法会、天人合応のすがたをうか、へり。物の上手ども、 抑⑤百余年⑥にしてか、るみのりを見聞も、御代の御⑥恵

くて②なん。 とめて、子の子の世にもかはり⑩つぐ因縁と⑱もなさまほし や(\*\*)とたどりぬるあまり、拙き筆にかたはし(\*\*)ど(\*\*)もうつし かずい、ひとへに寂光浄土に生れ出たる夢にやあらん、現に りさまを、まのあたりに見奉ることよと、身のしもなるをもわ ろこしにもかゞやきわたり、望月のかけたることもあらぬみあ まいて本支蕃符(〒) しまします(五) 天が下の御ひかり、こまも

時は延享乙丑春三月望日印

信遍(23)

八講私記ー紅葉山八講私日記 自筆本 自

 $\widehat{1}$ 

2 御字にぞありけるーあめのしたしろしめすときにぞあん

なる (自)

3 いへり―承る(自

4 まれくーまれくに(自

5 たるあと、後の世となりて一ナシ(自)

6 被物―きぬかづけ(自)

7 抑―いでや (自)

8 みやこより一都にて(内)

9 れ-せ給ひ (自)

10 ばか―あま(自)

 $\widehat{11}$ しとやか―けるよし(自)

13 12 こと、ぞ―となむ(自) はーナシ (自)

14 き―し (自) (茨)

15 そ—加 自

 $\widehat{17}$ 16 やう―さま (自) か―なむ (自) (茨)

ぬれば―ナシ (自)

18

19 事―ナシ (自)

十 五

- 20 ためし―ためしも (自)
- 22 21 ありし一ある(内)(茨) し―き (自)
- 24 23 てーナシ (自)
- ことは―ことは、ひとへに(自) いましめ―しめし(自)(内)(莢)
- の-ナシ (自) (茨)
- 28 事の―ナシ (自)

27 26 25

同じき―はじめて(自)

御―ナシ(自)(内)(莢)

29

- 御とのに伺候―柳営執候 自 柳営伺候
- 31 30 ぬーナシ (自) (炭

に当ぬ―な(自)にあた(内

- 55 54 53
  - 役して―ナシ (自)
- 56 奉る―参らす(自)
- 59 58 してしりぞく―す (自)
- 62 白き―ナシ (自) し―を具し (自)

- 42 設け―設けらる(自)
- 44 43 は―ナシ (自) す—有(自)
- 46 45 べし―となん (自) など一かたわら(自)
- $\widehat{47}$ 舞台―舞の台(自)
- 48 台の左右に月日をわかち―ナシ(自)
- 50 49 をほりちりばめたる皷―の皷日月ヲかざる (自)
- たり―たりつ (自)
- 52 51 られーナシ (自) あり―楼にあり(自)
- 白—仕(自)
- ばかり―ナシ (自)
- 57 せ給ふを―りて(自)
- てーナシ (自) ばかり―ナシ (自)

37

わづかにしきて―設け(自)

とすーその跡にあり(自)

36 35 34 33 32

梯―きざはし (自)

他-池(荚) 拝し一拝み (自) 御―ナシ (自)

39 38

その内に―ナシ(自)

40

入立なれば―立入なれば(自)

かうらんを~わくかたなし—ナシ (自)

61 60

十大—十大之(自)

77 <del>76</del> <del>75</del> 74

具―具ども(自)

して―す。みな (自)

奉り―奉れり(自)

ふ―へば (自)

<del>7</del>9 <del>78</del>

行導す―したがふ(自 僧侶―僧侶さうぞきて(自)

をも―ナシ (自

| 5 | 64  |
|---|-----|
| - | てーナ |
| • | シ   |
|   | 自   |

(73) かうろを威儀しよりとり伝へて宮二方にまいらす。 香をわかちまいらするを掌にうけさせ給ひ、衆僧みな此の 扨、

わかち参らするをとらせおはし、衆僧もまたしかなり(自)

ごとく―参らす。諸太夫は衆僧につたふ。宮の御掌に香を

さづく一わたす(内)(茨)

71

(72) さづく。行香などいふことは―威儀よりとり伝へて宮二 方には(自)

91 あり―音、雲に徹す(自) あり―を奏す(自)

90

89 88

せり―さる (自)

給ふ―おはします (自)

87 86 85 84 83 82 81

す―ふ (自)

に―を (自)

名あり―とをりなり(自)

有一に対して(自)

あり―ナシ (自) り―る (自) 樹をも―子の木(自)

93 92 五ケ一五ケの(自) なりとなん―にて朝座・夕座のあり

94 抑―いでや(自)

96 御―ナシ (自) 95

百余年―百余年余り(自)

99 97 98 がうへ一がうへにして祖考の かしこき―かしこき御(自 はや―べし (自)

自

100 かくーナシ (自)

101

御―ナシ (自)

御経―御経をも(自)

十七

113 112

- 106 105 104 103 せさせーナシ (自
  - 神慮もなどかよろこばせ給はざらむや―ナシ(自 すなど一しけるとや(自)
- 107
- や (自) 甘雨世をうるほし―神の御こ、ろにかなはせ給ひけるに
- く―きも (自)
- 恵―恵の(自)
- さま―すがたにかほりあひたるは、ひとへに

111

109

あはせて―吹あはせて(自

108

110

御―ナシ (自)

まさり―まさりて侍(自) 衍—蕪(自)

まします―ナシ (自)

しもなるをもわかず―いやしきをもわすれ 自

116 115 114

あらん、現にや―ナシ(自)

かたはし―そのかたはし(自)

ど―を (自)

 $\widehat{118}$   $\widehat{117}$ 

- かはり―かたり 内 語り(莢)
- $\widehat{121}$  $\widehat{120}$   $\widehat{119}$ なさまほしくて―せまほしとかくかひつらねけると(自) と―に (自)
- 春三月望日―のはる弥生望の夜しるし畢ぬ(自

122

信遍—源信遍(自)

#### (付記)

家を中心とする近世中後期幕臣文化圏の研究」による研究成果の 本稿は、平成三十年度科学研究費補助金基盤研究(C)「成島

一部である。

十八

#### A Chronological Record of Narushima Nobuyuki's Career (18)

#### Keiichi KUBOTA

Previously, I wrote about Narushima Nobuyuki's career from 1689 to 1743 in serial form. This paper presents the articles provided to him at the end of 1743 and in 1744 and 1745.

In October 1743, Ishijima Tsukuba forged Nobuyuki's farewell poem for Nakamura Tomijuuro, a famous actor who left Edo for Osaka. Moreover, in 1743, Nobuyuki named the house of Ikegami Yukimasa *Hakubousha*.

On May 1, 1744, Nobuyuki mourned his birth mother who had passed away in 1695 and was buried in the graveyard of the Gokurakuji Temple. On November 21, 1744, Nobuyuki proposed a plan to stabilize prices based on the theory of Fujimaki Norizane. However, a high government official of the Tokugawa Shogunate quickly ordered it to be stopped.

In March 1745, Hokke Hakkou, a religious ceremony by the Tokugawa Shogunate, was held; Nobuyuki made a *Hakkou Shiki*, a record of the ceremony.

As usual, Nobuyuki served as the mediator between the dignitaries of Tokugawa Yoshimune and the librarians of Momijiyama Library.